

## 臨時休講について

### 【1】臨時休講の条件

次の(1)～(5)のいずれかの状況が生じた場合は、臨時休講となります。(定期試験期間中も含む)

- (1) 大阪府の「南河内」区域\*のいずれかの市町村に特別警報(暴風・大雨・暴風雪・大雪)が発表された場合
- (2) 大阪府の「南河内」区域\*のいずれかの市町村に暴風警報が発表された場合

※「南河内」区域：富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村

- (3) 近鉄南大阪線の「大阪阿部野橋」から「古市」の全区間が運行停止となった場合(一部運行停止、延着を除く)
- (4) 大阪府のいずれかの市町村に大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が出された場合
- (5) 学長もしくは教務部長が学生の安全確保の必要があると判断した場合

※(5)の場合、本学 HP 及び IBU.net でお知らせします。

ただし、施設の安全確認など判断に時間を要することがあり、即時に連絡できない場合があります。

### 【2】上記 (1) ～ (4) の状況が発生・解除・継続された場合の授業の取り扱い

午前 5 時 59 分までに解除された場合	1 限より全授業実施
午前 6 時から 8 時 59 分の間に発生している場合	1・2 限休講
	
午前 6 時から 8 時 59 分までに解除された場合	3 限以降の授業実施
午前 9 時以降も継続している場合	終日休講
午前 9 時以降に発生した場合	発生した時点以降終日休講

### 注 意

- ・授業がある場合の通学については、十分に注意し、各自で安全を確保してください。
- ・各自、上記の条件を確認して判断してください。
- ・臨時休講の有無について、個別での問い合わせはご遠慮ください。
- ・大阪府以外又は大阪府の「南河内」区域以外から通学する学生について  
大学が臨時休講にならない状況において、在住地域に特別警報(暴風・大雨・暴風雪・大雪)、暴風警報が発表された場合、科目担当者が配慮することがあります。